

## 「君が代」斉唱時に起立を求める職務命令を合憲と判断した 最高裁第3小法廷2011年6月14日判決に抗議するとともに処分の撤回を求める

- 1 本年6月14日、最高裁第三小法廷（田原睦夫裁判長）は、東京都八王子市および町田市の市立中学校の教職員3名が、都教委のいわゆる「10.23通達」とほぼ同内容である八王子市教委および町田市教委の通達に基づく学校長の職務命令に従わずに、卒業式・入学式の国歌斉唱時に起立しなかったため戒告処分とされた事件について、教職員らの上告を棄却する不当判決を言い渡した。憲法の番人かつ少数者の人権保障の最後の砦たる最高裁が、教職員に君が代斉唱時の起立を強制する職務命令を安易に合憲と判断したことに、私たちは強く抗議する。
- 2 本判決の多数意見は、起立斉唱行為が国旗・国歌に対する敬意の表明の要素を含む行為であること、個人の思想良心の自由についての間接的な制約となることを認めながらも、本件職務命令は、卒業式における「慣例上の儀礼的な所作」として起立斉唱を求めるものに過ぎないとし、公務員の地位の性質や職務の公共性を踏まえた上で、教育上の行事にふさわしい秩序の確保と式典の円滑な進行を図るものであり、制約を許容し得る程度の「必要性・合理性」が認められるとして、本件職務命令が憲法19条に違反しない、と判断した。これは5月30日の第二小法廷、6月6日の第一小法廷の多数意見と変わることはない。
- 3 しかし、本判決においても、第一小法廷の宮川光治裁判官に続いて、田原睦夫裁判官の反対意見が付された。

反対意見は、国歌斉唱の職務命令による強制は、国歌斉唱が積極的に声を出して「唱う」ものであるから、国歌に対して否定的な歴史観・世界観を有する者にとっては、これと対立する行為であり内心の核心的部分を侵害し、国歌については価値中立的な見解を有する者でも、学説や世論が対立している下で、公的機関が一定の価値観を強制することは許されないと信じている場合には、思想良心の自由の外縁をなすものとして憲法19条の保障の範囲に含まれ得るので、やはり内心の自由を侵害する可能性が高いとした。そして、「本件職務命令は、『起立して斉唱すること』を一体不可分のものとして発せられたものと解されること、・・・『斉唱』を求める部分については上告人らの信条に係る内心の核心的部分を侵害し、あるいは内心の核心的部分に近接する外縁部分を侵害する可能性が存するものといわざるを得ない」とし、これらについて十分な審理を尽くしていないとして原判決の破棄・差し戻しが相当と判断した。

また、反対意見は、職務命令の対象とされる行為が、思想及び良心の自由に直接関わる場合には、職務命令を発令すること自体、より慎重になされるべきとし、職務命令違反に対する懲戒処分が裁量権に逸脱するか否かにつき判断するには、その職務命令違反行為をなすに至った理由が思想及び良心の自由に関わるものであることからすれば、職務命令違反行為の具体的態様とともに、その職務命令違反による公務運営への支障という結果の重大性の有無が問われるべきものとした。

当該反対意見は、起立行為の職務命令による強制については多数意見に沿って憲法違反を認めず、また、宮川反対意見のように、いわゆる精神的自由権の優位性や10.23通達の政治的意図について明確に認めているものではない。しかし、本件職務命令が起立と斉唱を不可分一体のものとしていると認めて、内心の自由ないしその外縁の侵害にあたる可能性が

あるとしたこと、また、不起立不斉唱行為の処分にあたっては、従来都教委が行ってきた形式的な命令違反のみの検討ではなく、当該職務命令違反行為の態様や公務への具体的な支障などを検討すべきとされている点で、評価することができる。

- 4 自由法曹団は、最高裁が、日の丸・君が代の強制に対して警鐘を鳴らしつつ、結論としてそれを追認する判断を示したことを強く批判するとともに、あらためて、「10・23通達」等通達の廃止とこれら通達に基づく処分の撤回を強く求めるものである。

2011年6月17日

自由法曹団  
団長 菊池 紘  
自由法曹団東京支部  
支部長 藤本 齊